

令和 7 年 7 月 28 日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、名古屋大橋ジム所属ボクサーである伊藤勇大（ライセンスNo.51613）選手を令和 7 年 7 月 19 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 名古屋大橋ジム伊藤勇大選手は、令和 7 年 7 月 20 日の試合の前日計量において計量失格となり、試合がキャンセルとなった。

このことは競技スポーツとしてのプロボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は伊藤勇大選手を令和 7 年 7 月 19 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、名古屋大橋ジムのマネージャーである大橋彩恵（ライセンスNo.47203）氏を戒告処分とする。

理由：大橋彩恵は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション